

# 仙台市水道局契約業者指名基準

(平成6年6月6日管理者決裁)

(趣旨)

**第1条** この基準は、仙台市水道局契約規程（昭和39年仙台市水道局規程第17号。以下「規程」という。）第11条第1項の規定に基づき、入札参加者の指名に関する基準について定めるものとする。

(指名業者の格付等)

**第2条** 指名業者の工事の申請種目に係る格付評点は、規程第4条の規定により一般競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録された者（以下「有資格者」という。）について、その者の建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値（以下「総合評定値」という。）に仙台市が仙台市競争入札参加資格登録要綱（平成22年3月30日市長決裁）第10条第3項の規定により本市が定める評点（以下「主観点」という。）を加えて得た点数とする。

2 指名業者の格付は、別表第1-1左欄に掲げる工事種類（以下「格付工種」という。）に係る有資格者について、同表右欄の区分に応じた同表中欄に掲げる等級をもって行うものとする。ただし、格付評点がない有資格者についての当該格付は、最下位の等級とする。

3 格付及び格付評点の見直しは、名簿登載の際及び毎年4月1日付けで実施するものとする。

(格付工種の指名)

**第3条** 格付工種の工事を指名競争入札に付そうとするときは、当該工事の予定価格に応じ別表第2に定める等級に格付された有資格者のうちから指名するものとする。ただし、必要がある場合は、直近上位及び下位の等級に格付された有資格者を指名することができる。

2 前項の規定にかかわらず、2等級下位の等級に格付された有資格者のうち、工事成績が常に優秀であると認められる者を指名することができる。

3 第1項ただし書及び前項の規定により指名する者の数は、指名する者の総数の半数以下とする。ただし、指名競争入札に付し落札者がいないため、業者の指名替え等を行い改めて入札に付する場合の指名にあつてはこの限りでない。

4 引き続き継続工事が発注され、その工期が重複することが明らかな場合においては、当該工事の予定価格の合計額を基準として、第1項本文の規定を適用することができる。

5 格付工種の工事のうち、次の各号のいずれかに該当する工事については、第1項の規定によらないで指名することができる。

(1) 特殊な工法又は資材を要する工事

(2) 工事の施工に当たって安全管理上特に配慮を要する工事

(3) 予定価格に比して高度な施工能力を要する工事

(4) 仙台市水道局契約事務に関する審査委員会規程（平成10年仙台市水道局規程第15号）第1条第1項に規定する事務事項審査委員会が特に必要と認めた工事

(指名基準)

**第4条** 工事を指名競争入札に付そうとする場合の指名にあたっては、本店を市内に有する業者（以下「地元業者」という。）の育成の観点から、原則として技術的に施工可能なものについては、可能な限り地元業者を優先して指名するものとする。また、有資格者の次の各号に掲げる事項について勘案しなければならない。

(1) 不誠実な行為の有無

(2) 経営状況

(3) 工事成績

(4) 当該工事に対する地理的条件

(5) 手持ち工事の状況

(6) 当該工事施工についての技術的適性

(7) 安全管理の状況

(8) 労働福祉の状況

(9) 入札金額の積算内訳の提出の取扱いについて（平成14年5月31日管理者決裁）に係る入札金額の内訳書の提出状況

2 当該工事の施工に関し、建設業法第16条各号の一に該当する下請契約を締結することが明らかであると認められる場合においては、建設業法の規定に基づく、特定建設業の許可を受けた者を指名するものとする。

3 物品の購入その他の契約については、第1項の規定を準用する。

（指名業者数）

**第5条** 工事及び購入等を指名競争入札に付そうとするときは、当該契約の予定価格に応じ別表第3に定める区分に従い、業者を指名するものとする。ただし、当該指名競争入札において談合が行われている恐れがあるときで、適正な競争が行われるよう特に配慮する必要があると認められる場合にあってはこの限りでない。

（共同企業体）

**第6条** 締結しようとする契約の内容により、共同企業体を指名することができる。

（その他）

**第7条** この基準の適用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この基準は、平成6年6月6日から実施する。

2 入札等の事務処理要綱（昭和57年制定）は、廃止する。

（有資格者の格付に関する特例措置）

3 平成24年に行う有資格者の格付及び格付評点の見直しに係る第2条第3項の規定の適用については、同項中「毎年4月1日付け」とあるのは、「平成24年6月1日付け」とする。

附 則

この改正は平成7年7月1日から実施する。

附 則（平成11年4月1日改正）

この改正は、平成11年4月1日から実施する。

附 則（平成14年5月31日改正）

この改正は、平成14年6月3日から実施する。

附 則（平成15年4月18日改正）

（実施期日）

この改正は、平成15年4月21日から実施する。

附 則（平成15年10月31日改正）

（実施期日）

1 この改正は、平成15年11月4日から実施する。

（経過措置）

2 改正後の仙台市水道局契約業者指名基準による第2条第3項及び第3条第3号の規定は、この改正の実施の日以後に発注の手続を行う工事について適用し、同日前に発注の手続に着手した工事については、なお従前の例による。

附 則（平成19年7月30日改正）

（実施期日）

1 この改正は、平成19年7月30日から実施する。

（経過措置）

2 改正後の仙台市水道局契約業者指名基準の規定は、平成19年7月30日以後に発注の手続を行う工事について適用し、同日前に発注の手続に着手した工事については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月31日改正）

（実施期日）

1 この改正は、平成21年4月1日から実施する。

（経過措置）

2 改正後の仙台市水道局契約業者指名基準の規定は、平成21年4月1日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

（実施期日）

1 この改正は、平成22年4月1日から実施する。

（経過措置）

2 改正後の仙台市水道局契約業者指名基準の規定は、平成22年4月1日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月22日改正）

この改正は、平成24年3月22日から実施する。

附 則（平成27年3月1日改正）

この改正は、平成27年4月1日から実施する。

附 則（平成28年4月1日改正）

1 この改正は、平成28年4月1日から実施する。

（経過措置）

2 改正後の仙台市水道局契約業者指名基準の規定は、平成28年4月1日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

別表第1-1 (第2条関係)

工事種別	等級	格付評点
土 木 工 事	A	950点以上
	B	800点以上 950点未満
	C	800点未満
建 築 工 事	A	950点以上
	B	800点以上 950点未満
	C	800点未満
電気工事及び管工事	A	850点以上
	B	700点以上 850点未満
	C	700点未満
水処理施設工事	A	750点以上
	B	650点以上 750点未満
	C	650点未満

別表第2 (第3条関係)

工事種別	等級	予定価格
土 木 工 事	A	1億円以上
	B	5,000万円以上 1億円未満
	C	5,000万円未満
建 築 工 事	A	2億円以上
	B	1億円以上 2億円未満
	C	1億円未満
電気工事及び管工事	A	5,000万円以上
	B	1,000万円以上 5,000万円未満
	C	1,000万円未満
水処理施設工事	A	3,000万円以上
	B	1,000万円以上 3,000万円未満
	C	1,000万円未満

別表第3 (第5条関係)

予定価格	指名業者数
2億円以上	おおむね 15～30業者
1億円以上 2億円未満	おおむね 13～26業者
5,000万円以上 1億円未満	おおむね 11～22業者
1,000万円以上 5,000万円未満	おおむね 8～16業者
300万円以上 1,000万円未満	おおむね 6～12業者
300万円未満	おおむね 4～8業者